

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

法人が従業員に事務服や作業服を支給する場合の課税関係

Q 弊社では従業員に店舗で勤務中に着用する制服やネクタイなどを、また、オフィス内で従事する事務員にはスーツやブレザーを支給していますが、給与課税の必要はありますか？また、多めに発注してストックしている制服は在庫計上の必要はありますか？

解説

業務の遂行上、制服等を着用することが必要な場合は給与課税の必要はありませんが、その制服等が私用でも使える場合は給与課税の対象となります。

1. 基本的取扱い

勤務の性質上制服や作業服等を着用することが必要な場合で、**下記の要件を充たす場合は給与課税の対象となりません**。ここでいう制服等以外には、一緒に着用する帽子、ワイシャツ、ネクタイなども同様に取扱いします。

- ① 専ら勤務する場所において**通常の職務を行う際に着用するもので、私用に着用しない又は着用できないものであること**。
- ② 制服等の支給が、その職場に属する者の全員または**一定の業務に従事する者の全員を対象として行われるものであること**。

2. スーツやブレザーの場合

例えば腕や胸に社名等が印字されており、基本的に社外では着用できないようなものであれば課税対象とはなりません、**私用でも着用できる場合は基本的に課税対象となります**。

3. 制服等をまとめて作った場合の在庫計上の必要性の有無

制服等をコストの関係から多めに作って在庫するケースがありますが、在庫計上の必要はあるのでしょうか？この場合、法人税法基本通達 2-2-15 によると、作業用消耗品は取得時に損金算入が認められており、基本的に制服等もその範囲内に含まれると考えられるため、**原則として在庫計上は必要ないものと思われます**。ただし、毎期、概ね一定程度の取得をし、かつ、経常的に消費する場合に限りです。

要するに…

例えば、職務の性質上、一定の制服等の着衣が必要な看護師や警察官等のケースやファストフード店のように制服に社名等をいれ、社員であることを示すような場合、**通常は私用で着用することはないため、給与課税の対象とはなりません**。ただ、プライベートでも着用できる場合は、給与課税の対象となると考えたほうが良いと思います。